

統
合
本
部

制 度 設 計

府 市 協 議

●大都市制度

制度設計の深化
協議会の準備
国（地制調）への発信、
協議

など

●広域行政・二重行政

A：経営形態の見直し

B：類似・重複している行政
サービス（統合により
効率化、サービス向上）

●府市戦略の協議

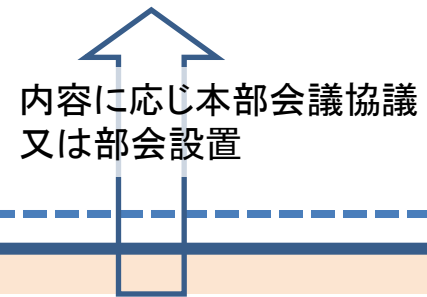
公務員制度改革
教育基本条例
職員基本条例 など

◎まちづくり分野（部会設置）
◎都市魅力分野（部会設置）
◎エネルギー分野（部会設置）

・C：A、B以外の事務事業の
政策統合、類型化、見直し 等

・その他：上記以外のもので、
府市共同による業務改善や、
出先事務所の統合 等

・産業政策分野
・防災・減災分野
・雇用・セーフティネット分野
・環境分野



副知事・副市長
協議による
マネジメント対象

適宜報告

府市統合本部等に関する府としての対応

意思決定プロセス

